

農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想

令和 8 年 9 月

山口県山陽小野田市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の基本的指標	9
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する 目標	1 1
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	1 4
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項	1 5
1	法第 1 8 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 1 9 条第 1 項に規定する 地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する 事項	1 6
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	1 7
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業の実施の促進に関する事項	2 1
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に 関する事項	2 2
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	2 3
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	2 3
第 6	その他	2 5

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 山陽小野田市は、山口県の南西部に位置し、瀬戸内海の温和な気候に恵まれ、その立地条件を活かして、水稻・麦・大豆を主体とする農業生産を展開してきたが、近年は、農地利用の高度化を図るための麦、大豆並びに高収益性の作物としての野菜、花卉、果樹、畜産等について、望ましい経営をめざす農業者等を中心に振興しながら地域の特性に即した営農類型を確立し、地域の特産品の産地化を図っている。

しかし、農業従事者の高齢化をはじめとして、農家の兼業化や農地の遊休化等が進行しており農業依存度は低下傾向にある。

今後は、（１）農地の集積による経営規模の拡大、（２）農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第１２条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、また、法第１４条の４の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）及び農用地利用改善団体等の育成、（３）国、県の補助事業を活用した土地基盤の整備、（４）農業近代化施設並びに生活環境の整備等を推進しつつ、策定された地域計画をさらに進化させ、「誰に集約するか」に加え、「どの品目の産地にしていくか」の視点を加えた「地域計画を核とした産地づくり」により、地域農業の振興に努める。

また、農業生産振興に資する基盤整備については、地域計画や農業振興地域整備計画に即し、引き続き、優良農地の確保と秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 山陽小野田市の農業構造については、ほ場整備実施地区以外では、農業経営規模が小さく、兼業化が進み、さらに最近の農業情勢の悪化に伴い、耕作放棄地の増加、担い手・後継者不足が深刻化している。

また、市の北部地域などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にあることから、これらを放置すれば担い手に対する

利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 山陽小野田市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。また、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者等に対して、農業経営基盤強化の促進に対する措置等を総合的に講ずることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。

具体的な経営の指標は、山陽小野田市及びその周辺の市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり概ね330万円以上)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間以下)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 山陽小野田市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、山陽小野田市は農業委員会、農業協同組合、農林水産事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、山陽小野田市地域担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の山陽小野田市地域担い手育成総合支援協議会が主体となって経営診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方

向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画を見直し・更新することで「地域農業を担う者」に位置付け、利用権の設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の効率化・高度化を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業中核経営体の育成と農用地の利用集積が遅れている集落において、農地中間管理事業、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の取組、地域計画の見直し・更新の機会等を活用して地域における話し合いによる合意形成を推進するとともに、山口宇部地域農業推進協議会との連携を図りつつ、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者及び認定新規就農者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導、助言を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化に取り組めるよう指導、助言を行う。

このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を助長するため、農林水産事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する

とともに、ＩＣＴ等の先端技術を活用したスマート農業技術の導入と普及を促し、労働生産性の向上を図る。

生産組織については、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、作業受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図るものとする。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取組については、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画と整合が取れるよう推進する。

法第１２条の農業経営改善計画の認定制度、法１４条の４の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、地域計画による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、山陽小野田市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- ５ 山陽小野田市は、山陽小野田市地域担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経

営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を農林水産事務所の協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行う。

- 6 青年等の就業者の確保・育成に当たっては、今後の山陽小野田市の農業の発展を図るため、農業・農村の生産と生活の条件整備を促進するとともに、就業促進のための支援等の一層の充実強化を図り、農業者をはじめ関係機関及び団体が一体となって取り組んでいくことが重要である。

山陽小野田市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間以下）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得190万円以上）を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に山陽小野田市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、山陽小野田市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標)

営農 類型	経 営 規 模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事の 態様等
土 地 利 用 複合型	<作付面積等> 水稲＋麦 水稲 7ha 麦 3ha <経営面積> 10ha	<資本整備> (中型機械化一貫体系) トラクター (33PS) 1 台 管理機 (5PS) 1 台 施肥播種機 (4 条) 1 台 田植機 (5 条) 1 台 動力噴霧機 1 台 自脱コンバイン (3 条) 1 台 軽四トラック 1 台 ダンプトラック (2 t) 1 台 <その他> 乾燥調製はライスセンターへ委託	・複式簿記 記帳の実施 による経営 と家計の分離 ・青色申告 の実施	・休日制の 導入 ・労働力の 不足は雇用 労働で補う

営農 類型	経 営 規 模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事の 態様等
土 地 利 用 複合型	<作付面積等> 水稲＋アスパラ ガス 水稲 2ha アスパラガス 0.3ha <経営面積> 2.3ha	<資本整備> トラクター (15PS) 1 台 管理機 (8PS) 1 台 田植機 (4 条) 1 台 動力噴霧機 1 台 自脱コンバイン (2 条) 1 台 ハイハウス 3,000 m ² 軽四トラック 1 台 選別機 1 台 予冷库 1 庫	・複式簿記 記帳の実施 による経営 と家計の分離 ・青色申告 の実施	・休日制の 導入 ・労働力の 不足は雇用 労働で補う

		<その他> 乾燥調製はライスセンターへ委託		
--	--	--------------------------	--	--

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
土地 利用 複合型	<作付面積等> 水稲＋ブロッコリー＋かぼちゃ 水稲 4ha ブロッコリー } 0.5ha かぼちゃ } <経営面積> 4.5ha	<資本整備> (中型機械化一貫体系) トラクター (24PS) 1台 管理機 (6PS) 1台 田植機 (4条) 1台 動力噴霧機 1台 畝立機 1台 自脱コンバイン (2条) 1台 軽四トラック 1台 ブロッコリー移植機 1台 <その他> 乾燥調製はライスセンターへ委託	・複式簿記 記帳の実施 による経営 と家計の分離 ・青色申告 の実施	・休日制の 導入 ・労働力の 不足は雇用 労働で補う

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
畜産 単一型	<飼養頭数等> 乳用牛 経産牛 50頭 搾乳牛 48頭 育成牛 17頭 飼料作物	<資本整備> 牛舎 700 m ² 堆肥舎 330 m ² 農機具庫 180 m ² 堆肥化施設 380 m ² ミルキングパーラー 1台	・複式簿記 記帳の実施 による経営 と家計の分離 ・体質強化	・ヘルパー 利用による 休日制の導入 ・コントラクターの活

	17.3ha(延べ) (牧草及びイネ WCS 購入分含む) 〈経営面積〉 0ha	バルクローラー 1 台 トラクター(50ps) 1 台 トラック(2t) 1 台 マニュアルスプレッター(2t) 1 台 ロールバレー 1 台 ベールラップ 1 台 ホイルローダー 1 台 粗飼料カッター 1 台 <その他> ・経産牛 1 頭当たり乳量 9,000kg 以上 ・更新産次 3.5 産以上 ・県産飼料は全て購入、 堆肥散布	のための自己資本の充 実	用
--	---	---	-----------------	---

<経営体類型>

[組織経営体]

営農 類型	経 営 規 模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事の 態様等
土 地 利 用 複合型	<作付面積等> 水稲＋麦＋玉 葱＋かぼちゃ 水稲 17ha 麦 7ha 玉葱 0.8ha かぼちゃ 0.2ha <経営面積>	<資本整備> (中型機械化一貫体系) トラクター (44PS) 1 台 トラクター (33PS) 1 台 管理機 (5PS) 2 台 ライムソー (2m) 1 台 施肥播種機 (4 条) 1 台 田植機 (6 条) 2 台 乗用管理機 1 台 自脱コンバイン (4 条) 2 台	・複式簿記 記帳の実施 による経営 と家計の分 離 ・青色申告 の実施	・休日制の 導入 ・労働力の 不足は雇用 労働で補う

	25ha	畝立機	1 台		
		玉葱移植機	1 台		
		玉葱収穫機	1 台		
		玉葱選別機	1 台		
		軽四トラック	2 台		
		ダンプトラック	1 台		
		＜その他＞			
		・乾燥調製はライスセンターへ委託			

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の指標を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

（新たに農業経営を営もうとする青年等）

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
土 地 利 用 複合型	＜作付面積等＞ 水稻＋ブロッコリー － 水稻 5ha ブロッコリー0.5ha ＜経営面積＞	＜資本装備＞ トラクター(20ps) 1 台 田 植 機 (4 条) 1 台 自脱コンバイン(2 条) 1 台 ブロッコリー定植機(2 条) 1 台 畝立機 1 台 動力噴霧機 1 台 軽四トラック 1 台	・複式簿記 記帳の実施 による経営 と家計の分 離 ・青色申告 の実施	・家族経営協 定に基づく給 料制、休日制 の導入 ・労働力の不 足は雇用労働 で補う

	5.5ha	<その他> ・乾燥調製はライスセンターへ委託		
--	-------	---------------------------	--	--

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
施設 単一型	<作付面積等> トマト(促成) 1,000 m ² <経営面積> 0.1ha	<資本装備> ハイハウス(暖房施設含む) 1,000 m ² トラクター(15ps) 1台 動力噴霧機 1台 管理機 1台 軽四トラック 1台	・複式簿記 記帳の実施 による経営 と家計の分離 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基づく給料制、 休日制の導入 ・労働力の 不足は雇用 労働で補う

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
施設 単一型	<作付面積等> アスパラガス 1,500 m ² <経営面積> 0.15ha	<資本装備> ハイハウス 1,500 m ² 動力噴霧機 1台 予冷库 1庫 選別機 1台 管理機 1台 軽四トラック 1台	・複式簿記 記帳の実施 による経営 と家計の分離 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基づく給料制、 休日制の導入 ・労働力の 不足は雇用 労働で補う

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、地域住民等による議論を通じ、地域農業の将来像を描く地域計画の実現を促進しつつ、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、経営規模の大小や個人・法人などの経営形態に関わらず育成し、農業経営・就農支援センター、農林水産事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就業を促進するため、これらの青年等に対する就業情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

このように、農業を担う者の確保及び育成は、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進することを基本としつつ、農業を副業的に取り組む多様な農業者が農地の保全・管理に一定の役割を果たしながら、地域において自立的・持続的に農業生産が行われるようにすることを通じ、農地の保全や集落機能の維持を推進する。

2 市が主体的に行う取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農林水産事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農・就業希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化対策等支援事業等の国による支援策や県による新規就業関連の支援策、本市の新規就農者支援事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれるものに対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業大学校等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農・就業希望者への助言及び情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を次の役割分担により実施する。

(1) 農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農業委員会

新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 個々の集落（地域計画の策定区域）

農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就業希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・

相互提供

市は、農業委員会及び農業協同組合等と連携して、区域における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農・就業希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供したり、市の移住支援員とも協力の上、移住就業希望者を確保する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、次のとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	60%
-------------------------------------	-----

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、地域計画の農用地等面積に占める認定農業者、認定新規就農者、集落営農及び基本構想の水準到達者が、所有権、利用権、作業委託（基幹3作業）により経営する面積の割合。

2 目標年次は、令和12年度末とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、第5の1に規定する地域計画の見直し・更新を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め、省力栽培による保全管理等の取組を進める。

3 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、山陽小野田市地域担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、山陽小野田市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

- (1) 水稻を中心とした土地利用型農業が行われている地域では、利用権の設定のみならず、農作業受委託も含めた多様な農用地の利用集積を推進し、併せて、個別経営体にあっては複合化を通じた経営発展を図る。
- (2) 集落営農組織によるブロックローテーション等集団転作の取組が展開されている地域では、地域の実情と合意に基づき、農用地利用改善団体の設立を推進し、特定農業法人への誘導を図るとともに、農地の面的な集積を促進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

山陽小野田市は、山口県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、山陽小野田市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の

展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

山陽小野田市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行なう。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部においては、今後県営ほ場整備事業の実施が進められる見込みであることから、ほ場区画の大型化による効率的な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理機構と連携し、換地と一体的な利用権の設定を推進するとともに、農地集団化による有効利用を図り、生産力の増大と労働生産性の向上を目指す。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 地域計画推進事業

市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議の場を設け、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用

地等の区域における地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業等を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

（２）協議の場の設置方法

地域計画の協議の場の開催については、幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整し、農業者の集まる機会等を活用し広く周知する。参加者については、農業者、市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構の農地集積推進員、土地改良区、農林水産事務所、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農林水産課に設置する。

（３）地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

（４）その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、農林水産事務所、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

２ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基

準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

山陽小野田市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のため行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

但し、認定農業者及び特定農業団体等担い手への集積が既に進んでいる地区等においては、その地区を一部除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関

係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域農業関係者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け経営第564号農林水産省経営局通知）の参考様式第6-1号の認定申請書を山陽小野田市に提出して、農用地利用規程について山陽小野田市の認定を受けることができる。
- ② 山陽小野田市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ (4) の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
- ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 山陽小野田市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を山陽小野田市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の

見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 山陽小野田市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 山陽小野田市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 山陽小野田市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、山陽小野田市地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

山陽小野田市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努める。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

山陽小野田市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムの整備を検討する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

山陽小野田市は、関係機関・団体と連携して就農啓発活動、相談会等を実施し、就業希望者に対する就業関連情報の提供を積極的に行うとともに、山陽小野田市地域担い手育成総合支援協議会における就農促進会議の開催等により、農地や住居などの就業相談や就農地、経営内容、研修先等の調整を行う。

また、青年等が就業する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就業に向けた計画策定等を支援するとともに、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就業者の経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、認定新規就農者については、経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。

なお、就業に向けた情報提供及び就業相談、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、公益財団法人やまぐち農林振興公社、農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合等と連携し、役割を分担しながら取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

山陽小野田市は、1 から 5 までの掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 山陽小野田市は、地区再編農業構造改善事業や新農業構造改善事業等により、ほ場整備事業を実施したほか、ライスセンター・育苗施設等の農業近代施設等を導入しており、今後も農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に努める。

イ 山陽小野田市は、集落営農組織化・法人化の推進、共同利用機械整備事業の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

ウ 山陽小野田市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に後潟地区で行っているような面的な広がりで水稻・大豆・麦のブロックローテーションを実施する集団的土地利用を範としつつ、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 山陽小野田市は認定農業者制度の充実及びさらなる認定農業者の認定・育成を図り、また、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

山陽小野田市は、農業委員会、農林水産事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2、第 2 の 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が

一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、山陽小野田市地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、山陽小野田市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和3年3月3日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和8年9月18日から施行する。